

第9回大分市自治基本条例検討委員会

平成21年10月6日(火)14時から
大分市役所 本庁舎8階 大会議室

次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 自治基本条例検討に係る項目等について

(2) 由布市住民自治基本条例について

(3) その他

大分市における自治基本条例検討に係る項目等（事務局案）

大項目	項目	検討すべき内容・課題など	大分市の制度			
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針等	計画等	事業(事務)項目	その他
理念等に関する項目	前文	大分市はどのようなまちなのか、また、どのようなまちを目指すかという文章 ・大分市の概略 ・条例制定の背景や意義、基本理念の大枠				
	目的	条例を定めることによる目的 ・市民、行政、議会この条例との関わりなど				
	定義	用語の定義 自治基本条例で使われる用語の定義 ・「市民」(市民の範囲をどうするか) ・「市」 ・「市長等」 ・「市民参画」 ・「協働」 など				
	基本理念	市民自治を確立するために、どのようなことを推進するか ・市民主権 ・人権尊重 ・平和への寄与 ・環境保全 ・地域特性の尊重 ・地方分権 など	・大分市平和都市宣言 ・大分市民の誓い ・大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例 ・大分市環境基本条例 ・大分市地球温暖化対策行動指針	・大分市総合計画基本構想 ・大分市人権教育・啓発基本計画 ・大分市環境基本計画 ・大分市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	・人権講演会など、人権問題啓発に係る諸事業	
	自治の基本原則	大分市運営の基礎となる基本的な原則 ・情報の共有 ・説明責任 ・市民協働 ・市民参画 ・市民意思の尊重 など	・大分市市民協働基本指針 ・大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例 ・大分市同和対策協議会設置要綱	・大分市男女共同参画基本計画	・大分市同和対策協議会	

大分市における自治基本条例検討に係る項目等（事務局案）

大項目	項目	検討すべき内容・課題など	大分市の制度			
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針等	計画等	事業(事務)項目	その他
市民等に関する項目	市民の権利	市民が大分市の運営に参画していくときに有すべき権利 ・市政運営に係る情報を得る権利 ・市民参画をする権利 ・協働する権利 ・(子ども等)の参加権 など	・大分市情報公開条例 ・大分市市民協働基本指針 ・大分市市政モニター設置要綱 ・大分市市民意見公募手続要綱 ・大分市市民相談室設置規則 ・大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会設置要綱 ・大分市地域包括支援センター運営協議会設置要綱		・市政モニター ・市報(点字・声の市報含む)やテレビ、ラジオ他の各種メディア広報(HP、ナビ、新聞、広告塔) ・出版広報(市民便利帳、市長講演集、市政パンフ、市勢要覧、人権ポスター) ・市長記者会見、記者発表、報道発表(投げ込み) ・おでかけ市長室 ・大分市市民意見公募手続 ・市民相談室 ・男女共同参画情報誌編集委員 ・大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会 ・大分市地域包括支援センター運営協議会	
	市民の責務	市民が大分市の運営に参画していくときに果たすべき責務 ・市民の相互尊重・理解・協力 ・市政への関心・意識の高揚 ・市政参画に係る自らの行動及び発言に対する責任 ・行政サービスへの応分負担 など	・大分市男女共同参画推進条例 ・大分市市民協働基本指針 ・大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例 ・大分市ボイ捨て等の防止に関する条例 ・大分市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同施行規則 ・大分市道占用料条例 ・大分市道路占用規則 ・大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例 ・大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例施行規則 ・大分市屋外広告物条例 ・大分市屋外広告物条例施行規則 ・大分市景観条例 ・大分市景観条例施行規則	・大分市地域福祉計画 ・大分市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	・屋外広告物関連事業 ・景観形成推進事業	・憲法 ・地方自治法 ・屋外広告物法 ・景観法第6条
	地域活動団体(コミュニティ)の基本的役割、地域活動団体の尊重	市民の集合体であるコミュニティが大分市において果たす役割 ・コミュニティに参加する市民の意識 ・市長・議会等のコミュニティに対する接し方 など	・大分市人材バンク運営要綱 ・大分市地域コミュニティ応援事業補助金交付要綱 ・大分市ボイ捨て等の防止に関する条例 ・大分市有価物回収事業報償金交付要綱 ・生ごみのコミュニティ回収事業実施要綱 ・きれいにしようえおいた推進事業実施要綱 ・大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱	・大分市地域福祉計画 ・大分市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	・地域コミュニティの再生事業 ・地域まちづくり活性化事業 ・地域力向上推進事業 ・ご近所の底力再生事業 ・あなたが支える市民活動応援事業 ・災害時要援護者対策 ・大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱	
	事業者の責務	市域内で活動する事業者の責務 ・地域社会を構成する一員としての自覚 ・地域社会との調和 など	・大分市男女共同参画推進条例 ・大分市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ・大分市騒音防止条例、同施行規則 ・大分市悪臭防止指導要綱 ・大分市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同施行規則 ・エコショップ認定事業実施要綱 ・大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱 ・大分市事業系ごみ及び特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業許可事務取扱要綱 ・大分市屋外広告物条例 ・大分市屋外広告物条例施行規則 ・大分市景観条例 ・大分市景観条例施行規則 ・建築物における駐車施設の設置等に関する条例	・大分市地域福祉計画 ・大分市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 ・大分市景観計画	・災害時における福祉避難所の開設(協定による) ・屋外広告物関連事業 ・景観形成推進事業 ・特定事業場の水質指導	・屋外広告物法 ・景観法第5条 ・駐車場法 ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

大分市における自治基本条例検討に係る項目等（事務局案）

大項目	項目	検討すべき内容・課題など	大分市の制度			
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針等	計画等	事業(事務)項目	その他
執行機関・議会に関する項目	市の基本的役割	市政運営の基本原則 ・効率的で公正かつ透明性の高い行政運営 ・最大の効果を挙げるための姿勢 ・総合的かつ計画的な行政運営 ・条例の立案・制定・改廃・運用 など	・大分市市民協働基本指針	・大分市総合計画基本構想 ・大分市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画		・地方自治法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
	市長の基本的役割	市長の権限等 ・市民の信託を受け、市を代表する ・議案の提出、予算編成、執行 など	・市長の専決処分事項に関する条例			
	市長の責務	市長が果たすべき責務 ・市民の代表として市政を運営する。 ・職員の指揮監督を行う ・市民の権利を保障する ・市政運営方針を定め、その報告を行う など				
	執行機関の基本的役割	執行機関(市長以外)が果たすべき役割				・地方自治法
	執行機関の責務	執行機関(市長以外)が果たすべき責務 ・市民の意見の集約 ・市民及び議会への説明責任 ・市民サービスを行う職員の育成 など	・大分市道路監理員設置規則 ・大分市教育委員会会議規則 ・大分市教育委員会傍聴人規則		・ホームページ	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
	職員の責務	市の職員が果たすべき責務 ・全体の奉仕者として職務に専念する ・職務に対する能力向上を図る ・一市民としての責務を果たす など	・大分市職員倫理に関する規程 ・外部の者等からの要請等への組織的な対応に関する指針 ・大分市暴力的要求行為等防止に関する対応要領 ・大分市職員のサービスの宣誓に関する規定 ・大分市消防職員のサービスの規定 ・大分市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例	・大分市地域福祉計画		
	議会の基本的役割	議会が大分市に対して果たすべき役割	・大分市議会基本条例			・地方自治法
	議会の設置・会議・公開	議会運営・議会の公開 ・市民に対する公開 ・情報提供 ・市民の意見集約の場としての機能 など	・大分市議会基本条例 ・大分市議会傍聴規則			・地方自治法
	議会の責務	議会が果たすべき責務 ・市民の意思反映 ・執行機関に対する監視機能 ・政策形成に係る民意反映 ・政策形成機能の充実 ・透明性の確保 ・市民に対する説明責任 など	・大分市議会基本条例 ・大分市議会傍聴規則		・市議会だより	
	議員の責務	議員が果たすべき責務 ・自己研鑽 ・職務への遂行責任 ・発言・行動に対する責任 など	・大分市議会基本条例 ・大分市議会議員の政治倫理に関する条例			

大分市における自治基本条例検討に係る項目等（事務局案）

大項目	項目	検討すべき内容・課題など	大分市の制度			
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針等	計画等	事業(事務)項目	その他
行政が行う事務等に関する項目	総合計画	総合計画の位置づけ ・市政運営の指針として総合計画を策定し、これに基づいて市政運営を行う(計画の体系化) ・計画策定に当たり、市民の意見を反映させる ・計画の進捗を市民に知らせる など	・大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例 ・大分市総合計画検討委員会設置要綱 ・大分市市民意見公募手続要綱	・大分市総合計画	・市民満足度調査 ・テレビシンポジウム	・地方自治法
	行政評価	行政評価の位置づけ ・事業の成果を明らかにする ・評価にあたって市民の参加に努める ・結果を公表する など	・大分市外部行政評価委員会設置要綱	・大分市行政改革推進プラン ・大分市総合計画	・市民満足度調査 ・市報による公表 ・ホームページ	
	情報公開	情報の公開について ・市民に対する説明責任の履行 ・市民の知る権利の保障 など	・大分市情報公開条例			
	個人情報保護	個人情報の保護のあり方 ・基本的人権である個人の尊厳確保 など	・大分市個人情報保護条例			
	行政手続	行政手続の確立 ・処分、行政指導等に関する、公正の確保と透明性の向上	・大分市行政手続条例			
	条例の制定	条例の必要性、条例の体系化(他の条例) ・何のために必要か など	・大分市法制室設置規則		・総務課法制室の設置	
	法令遵守	法令遵守 ・市長等が法を守り倫理を保持するための体制整備 公益通報 ・市職員等からの通報を受ける体制 など	・大分市職員等の公益通報に関する規程			
	市の財政	市の財政運営について ・市の財政運営の方法 ・財政状況の公表 など	・大分市財務規則 ・大分市財政状況の公表に関する条例		・集中改革プラン ・財務書類4表 ・財政収支の中期見通し ・財政状況の公表 ・財政の健全性に関する比率の公表	・新地方行革指針 ・行政改革の更なる推進のための指針 ・地方自治法 ・地方財政法 ・財政健全化法
	市の組織・人事	執行機関の組織・人事について ・常時見直す体制 ・職員の育成 など		・大分市行政改革推進プラン ・中長期的な業務執行方式の見直し計画 ・大分市職員研修計画 ・大分市職員研修方針 ・大分市職員研修体系	・大分市行政改革の集中的取組	
	住民の提案	市民の提案(要望)に対する取り扱い ・要望に対する応答 など	・大分市市民政策提言募集要項 ・大分市都市計画提案制度の手続きに関する要領		・市民政策提言 ・都市計画提案制度	・景観法第11条 ・都市計画法第21条の2第1項
	苦情対応・権利保護	市民の苦情に対する処理 ・苦情等に対する迅速な対応 ・原因調査と改善 ・公平性の確保 ・市民の権利保護 など	・大分市外部労働者公益通報要綱 ・大分市男女共同参画推進条例		・ホワイトボックス	
	国との連携・地域間連携	国・県・他市町村との連携のあり方 ・国際交流の推進 ・広域連携 ・近隣自治体 など		・大分市国際化推進計画 ・大分地域広域圏計画	・全国社会福祉事務所長会議(福祉保健課) ・全国福祉保健部主管課長会議(福祉保健課) ・帯広市(姉妹都市) ・オースチン市(姉妹都市) ・武漢市(友好都市) ・アベイロ市(姉妹都市) ・広州市(交流促進都市)	・大分県市長会 ・全国市長会 ・九州市長会 ・中核市長会 ・日本非核宣言自治体協議会 ・平和市長会議 ・大分地域広域市町村圏協議会(由布市)
	政策法務の推進	「政策法務＝国の法律と照らし合わせ、自治体の政策をもっとも望ましいものとする」ための方法				

大分市における自治基本条例検討に係る項目等（事務局案）

大項目	項目	検討すべき内容・課題など	大分市の制度			
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針等	計画等	事業(事務)項目	その他
行政が行う事務等に関する項目	危機管理体制の確立	大災害等が発生したときの対応 ・安心・安全な市民生活の確保 ・災害時の対応 ・市民自らの対応 など	・大分市防災・危機管理室設置規則 ・大分市災害対策本部規程 ・大分市国民保護対策本部及び大分市緊急対処事態対策本部条例 ・大分市災害対策本部条例 ・大分市防災会議条例 ・大分市国民保護協議会条例 ・大分市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱 ・大分市自主防災組織情報伝達設備整備事業費補助金交付要綱 ・大分市健康危機管理基本指針 ・大分市感染症健康危機管理実施要綱	・大分市国民保護計画 ・大分市地域防災計画 ・大分市水防計画 ・大分市大気汚染緊急時等対策実施要領	・大分市防災メール ・自主防災組織活動事業費補助金 ・自主防災組織情報伝達設備整備事業補助金 ・災害時要援護者のための福祉避難所	
	外部監査	大分市の行政運営に係る外部機関のチェック機能 ・外部監査の実施 など	・大分市外部監査契約に基づく監査に関する条例			
	人材育成	自治の発展を支える人材の育成	・大分市人材育成基本方針	・大分市次世代育成支援行動計画 ・大分市地域福祉計画		
	多文化共生	大分市と国際社会とのかかわり	・大分市国際交流嘱託職員設置要綱 ・地球市民・夢アクティブ21助成金交付要綱 ・地球市民・夢アクティブ21留学生住宅助成事業実施要領 ・地球市民・夢アクティブ21里親事業実施要領	・大分市国際化推進計画	・オースチン市(姉妹都市) ・武漢市(友好都市) ・アベイロ市(姉妹都市) ・広州市(交流促進都市)	

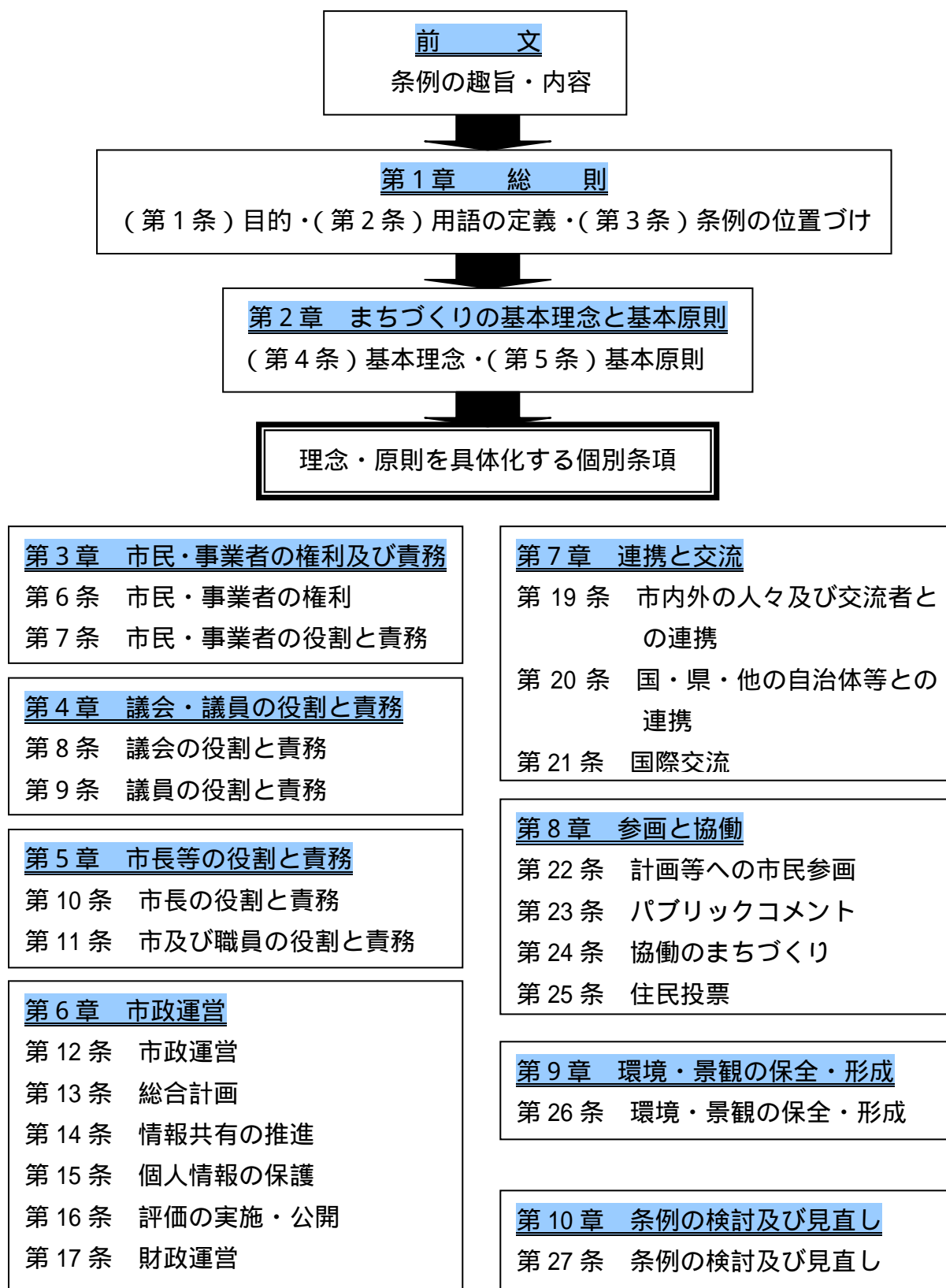
大分市における自治基本条例検討に係る項目等（事務局案）

大項目	項目	検討すべき内容・課題など	大分市の制度			
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針等	計画等	事業(事務)項目	その他
市民参加・協働等に関する項目	市政への住民参画	市政への住民参画のルール ・住民参加の保障 ・市民の意見の集約 ・参画に対する市民の意識高揚 ・参加の際の公平性・透明性 など	・大分市市民協働基本指針 ・大分市男女共同参画推進条例 ・大分市男女共同参画審議会公募要領 ・大分市各種委員会等への女性委員の登用に關する要領 ・第2期大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱 ・第2期大分市障害者福祉計画策定委員会設置要綱 ・大分市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱 ・地球温暖化対策おいた市民会議設置要綱 ・大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会設置要綱 ・城址公園周辺地区景観協議会設置要綱 ・大分市景観条例 ・大分市屋外広告物条例 ・大分市都市計画審議会議事運営要綱 ・大分市まちづくり	・大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画 ・大分市地域福祉計画 ・第2期大分市障害福祉計画 ・大分市人権教育・啓発基本計画	・市政モニター ・日本一きれいなまちづくり ・男女共同参画団体懇話会 ・大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画策定委員会 ・第2期大分市地域福祉計画策定委員会 ・大分市障害者福祉計画策定委員会 ・大分市人権教育・啓発推進懇話会 ・景観審議会 ・屋外広告物審議会 ・大分市都市計画審議会 ・まちづくり意見交換会（浜町・芦崎・新川地区住環境整備事業、滝尾中部住環、三佐北住環、細住環） ・大分市複合文化交流施設整備事業	
	付属機関等(審議会等)について	・審議会等の会議内容等の公開 ・委員の公募 など	・大分市審議会等の設置及び運営等に関する規程 ・大分市環境審議会条例 ・大分市景観審議会運営要綱(第8条) ・大分市都市計画事業横尾土地区画整理事業施行条例 ・大分市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則			
	住民の意思の表明(パブリックコメント)	市が作成する計画等に対する市民の意思表明の方法(パブリックコメント) ・案の公開 ・市民の意見集約 など	・大分市市民意見公募手続要綱			
	住民投票	住民投票条例の設置について ・市民の意見反映の手段としてのツール ・住民投票が出来る者の範囲 ・住民投票に対する市長の姿勢 ・住民投票に対する市議会の姿勢 ・住民投票を行う際の手続き ・結果に対する対応 など				
	情報共有・説明責任	情報共有と説明責任の方法 ・情報の積極的な提供 ・情報内容の説明 など	・大分市情報公開条例 ・大分市ホームページ管理運営要綱	・大分市地域情報化計画 ・大分市地域福祉計画(福祉保健課)	・市報 ・ホームページ ・おでかけ市長室 ・災害時要援護者対策 ・下水道事業概要説明会 ・下水道事業工事説明会	
	協働の推進	協働を進めるにあたって必要な事項 ・市民の自主性の尊重 ・市民と行政の役割分担の明確化 ・まちづくりについて考えることのできる環境づくり など	・大分市市民協働基本指針 ・大分市地域コミュニティポータルサイト整備事業助成金交付要綱 ・大分市男女共同参画推進条例 ・大分市清掃事業審議会条例 ・大分市クリーン推進員設置要綱 ・雨水貯留施設設置補助金交付要綱 ・大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に關する規則	・大分市地域福祉計画(福祉保健課)	・地域まちづくり活性化事業 ・大分市地域コミュニティポータルサイト整備事業 ・DV被害者支援事業 ・環境循環型社会の構築	
	都市内分権・地域自治	地域課題への取組 ・地域の自主性の確保 ・地域内分権の手法 など	・地域力向上推進事業補助金要綱		・地域力向上推進事業	

大分市における自治基本条例検討に係る項目等（事務局案）

大項目	項目	検討すべき内容・課題など	大分市の制度			
			条例・規則・要綱・要領・規程・指針等	計画等	事業(事務)項目	その他
最高規範性	条例の位置付け	この条例のあり方 ・個別条例制定、改廃時の整合性 ・この条例をどのように扱うか(最高規範性)				
	条例の見直し等	本条例が現状に合わなくなった場合の対応 ・見直しの時期 ・見直しを行うための仕組み ・見直しの際の市民の意見集約 ・見直し結果の公表 など				

由布市住民自治基本条例の構成



市政の基本条例として、他の条例・規則、及び計画との整合性の確保

由布市住民自治基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本理念と基本原則（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 市民等と事業者の権利及び責務（第 6 条・第 7 条）
- 第 4 章 議会・議員の役割と責務（第 8 条・第 9 条）
- 第 5 章 市長等の役割と責務（第 10 条・第 11 条）
- 第 6 章 市政運営（第 12 条 - 第 18 条）
- 第 7 章 連携と交流（第 19 条 - 第 21 条）
- 第 8 章 参画と協働（第 22 条 - 第 25 条）
- 第 9 章 環境・景観の保全・形成（第 26 条）
- 第 10 章 条例の検討及び見直し（第 27 条）

附則

前文

平成 17 年 10 月 1 日、挾間町、庄内町及び湯布院町の合併により由布市が誕生しました。由布市は、由布岳や黒岳に象徴される緑の山々、大分川水系の清流、肥沃な大地、豊富で良質な温泉など、豊かな自然に恵まれています。それぞれの地域では、固有の特色や地域資源を生かした生活と多様な産業の営みを通じて活発な交流が生まれ、人々の暮らしを支えるとともに、先人が脈々と築いてきた歴史や文化、風土が息づいています。由布市は、この資産・資源を大切に、繁栄の糧として生かすまちをめざしています。

まちづくりは、わたしたち由布市民が市の現況と将来像についての認識を共有し、主体的に自治に参画することにより進められることが必要です。また、基礎的自治体である由布市は、市民の負託にこたえ、将来にわたり市民が安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、市内に暮らすすべての人と協働して実現していく責務があります。

このために、市民、市及び議会の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。そして、わたしたちは、深い信頼と融和のきずなのもとに、市民が主役となった自治の向上による参画と協働のまちづくりを積極的に推進することにより、由布市の発展を支えていかなければなりません。

わたしたち由布市民は、市民と市及び議会がまちづくりに関する情報を共有し、知恵と力を結集することで、誇りある自治のまちを実現し、次世代に継承していくことをめざして、ここに由布市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、主権者である由布市民が自治の担い手として、市や議会とともにまちづくりを推進するために、市民等の権利と責務並びに市及び議会の役割等、自治の基本的事項を明らかにし、住民自治の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民とは、由布市内に住所を有する人をいう。

(2) 市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う人若しくは団体をいう。

(3) 市とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に定める執行機関をいう。

(4) 事業者とは、由布市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体をいう。

(5) 交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる人をいう。

(6) 協働とは、由布市を構成する市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互の立場を尊重し、対等の立場で目的達成のために協力することをいう。

(7) コミュニティとは、自主性と責任を自覚した市民等が構成する自治会、高齢者団体、女性団体、青少年団体、文化・スポーツ団体、福祉団体等、地域社会を形成する団体及び組織をいう。

(8) まちづくりとは、市民等と市及び議会が協働して住民参画により自治の向上をめざし、すべての人が物質的にも精神的にも安全で安心して生活できる環境を実現するための活動をいう。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、まちづくりの原則であり、市は、他の条例、規則等の制定、改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 市及び議会は、この条例の目的を達成するために、必要に応じて関係条例の整備に努めなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

(基本理念)

第4条 まちづくりは、主権者である市民が、主体的に参画するとともに、市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、及び協働して推進することを基本とする。

(基本原則)

第5条 市民等、市及び議会は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進する。

- (1) 人権尊重の原則 すべての人が、等しく人権を保障されること。
- (2) 男女共同参画の原則 男女が、対等の立場でまちづくりに参画する機会を保障されること。
- (3) 情報共有の原則 市民等と市及び議会が積極的にまちづくりに関する情報を共有すること。

第3章 市民等と事業者の権利及び責務

(市民等と事業者の権利)

第6条 市民等及び事業者は、自発的にまちづくりに参画し、又はコミュニティに参加し、活動する権利を有する。

- 2 市民等及び事業者は、市が保有するまちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら求める権利を有する。

(市民等と事業者の役割と責務)

第7条 市民等及び事業者は、行政サービスにともなう納税の義務を果たさなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、積極的なまちづくりへの参画及び地域自治への貢献に努めるものとする。
- 3 市民等及び事業者は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- 4 市民等は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、当該地域のコミュニティへ参加する努力と、活動のための応分の負担をすることにより維持及び振興に努めるものとする。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、コミュニティへの

参加や協力等を行い、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

第4章 議会・議員の役割と責務

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、多様な民意を反映する複数の議員による合議体として、市の意思決定のために自由かつ達な討議を行い、民主的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、市民の負託に応えるため、市民の意思の把握と反映及び情報の提供に努めなければならない。

- 3 議会は、市政が市民の意思を反映して適切に運営されるよう調査及び監視機能の向上に努めなければならない。
- 4 議会は、政策立法、政策審議に関する機能を充実させ、議会活動の向上に努めなければならない。
- 5 議会は、住民自治の役割を認識し、市民の意思を市政に反映させるため、よりよい議会のあり方をめざし、不断の議会改革に努めなければならない。

(議員の役割と責務)

第9条 議員は、市民の代表として自己研さんに努めるとともに、常に市全体の利益を活動の指針として職務を遂行しなければならない。

- 2 議員は、市民の負託に応えるため、市政の課題についての調査研究及び市民の意思把握のための活動に努めるとともに、自らの審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第5章 市長等の役割と責務

(市長の役割と責務)

第10条 市長は、市民の代表者としてその負託に応えるために、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

- 2 市長は、まちづくりの基本理念実現のための施策等について市民への説明に努めなければならない。
- 3 市長は、市民の多様な行政需要に柔軟かつ迅速に対応でき、市民にわかりやすい効率的な組織及び機構の編成に努めなければならない。

(市及び職員の役割と責務)

第11条 市は、市民等のまちづくり参画の権利を保障するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民等からの意見、要望及び苦情等に対して、速やかで誠実な対応に努めなければならない。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携の促進に努めなければならない。
- 4 市の職員は、まちづくりの一員としての役割を自覚し、積極的にコミュニティへ参加するよう努めなければならない。

第6章 市政運営

(市政運営)

第12条 市は、多様化、高度化する行政需要に対応するために総合的な市政運営に努めなければならない。

(総合計画)

第13条 市は、計画的な市政運営を図るために、まちづくりの基本理念に基づいた基

本構想、基本計画（以下、「総合計画」という。）を策定し、進行管理を行うとともに適宜見直すものとする。

- 2 市は、総合計画を市の最上位計画として位置づけ、他の計画の策定にあたっては、総合計画との整合性の確保に努めなければならない。

（情報共有の推進）

第14条 市は、市政に関する情報の積極的な公開及び提供並びにまちづくりに関する情報の収集及び活用に努めなければならない。

- 2 市は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等にわかりやすくするよう努めなければならない。

- 3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理にあたっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう個人情報の保護に努めなければならない。

（評価の実施・公開）

第16条 市は、まちづくりの目標達成のために、施策及び事業の取り組みの有効性及び効率性等について、外部や市民等の視点を交えた客観的な評価を実施するものとする。

- 2 市は、評価の結果について、わかりやすい形で市民等に公開するよう努めなければならない。

（財政運営）

第17条 市は、総合計画を基本に計画的な予算の編成及び執行に努めなければならない。

- 2 市は、予算、決算等の財政に関する状況を市民等に公開し、理解を深めるよう努めなければならない。

- 3 市は、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

（行政手続）

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の権利と利益を保護するよう努めなければならない。

第7章 連携と交流

（市内外の人々及び交流者との連携）

第19条 市民等、市及び議会は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、市内外の人々及び交流者の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めなければならない。

（国・県・他の自治体等との連携）

第20条 市民等、市及び議会は、国、県、他の自治体及びその他関係機関と連携して、効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

(国際交流)

第21条 市民等、市及び議会は、国際的視点に立った発展の重要性を認識し、国際交流の推進に努めるものとする。

第8章 参画と協働

(計画等への市民参画)

第22条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定、変更及び実施にあたっては、説明会の開催、アンケートの実施及び審議会の設置等の方法により、適切かつ効果的な市民参画の実現に努めなければならない。

2 市は、委員会や審議会等の附属機関の委員を任命しようとするときは、公募により選出された委員を加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、公募に適さない場合又はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。

3 前項の公募及び選考について必要な事項は、市長が適切に定める。

(パブリックコメント)

第23条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定及び変更にあたっては、市民に事前に公表し、意見を募集するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定により提出された意見を検討し、反映に努めるとともに、その結果を公表するものとする。

(協働のまちづくり)

第24条 市民等は、まちづくりの担い手としてコミュニティの役割を認識し、次の活動に主体的に取り組み、市及び議会との協働に努めるものとする。

- (1) 相互扶助に関すること。
- (2) 生活環境の維持、改善に関すること。
- (3) 安全な地域社会の形成に関すること。
- (4) 地域資源の保護、伝承に関すること。
- (5) その他、地域づくり活動に関すること。

(住民投票)

第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の同意を得て住民投票を実施することができる。

第9章 環境・景観の保全・形成

(環境・景観の保全・形成)

第26条 市及び議会は、市民等の共有の財産として、市民等が健康で文化的な生活を

営むことのできる環境並びに豊かな自然及び良好なまち並み景観の保全並びに形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。

- 2 市民等と事業者及び交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

第10章 条例の検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

- 第27条 市民、市及び議会は、自治の推進に向けた取り組みをとおして、この条例の不断の検証に努め、必要な見直しを行うなど将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。